

"Kyodo-Sankaku"

共同参画



"Kyodo-Sankaku"
Number 57
June 2013
Japan Cabinet Office

6

内閣府

Special Feature

特集／男女共同参画の視点からの
防災・復興の取組指針について



主な予定

Schedule

6月	男女雇用機会均等月間（主唱：厚生労働省）
6月	男女共同参画白書公表
6月23日～29日	男女共同参画週間（主唱：男女共同参画推進本部）
6月28日	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議
7月11日	男女共同参画フォーラム（大阪府堺市）

御挨拶

Greeting

内閣府大臣政務官
亀岡 偉民



Kameoka Yoshitami

第2次安倍内閣において、男女共同参画を担当しております内閣府大臣政務官の亀岡偉民です。男女共同参画のほか、少子化対策や防災、消費者行政などの担当政務官も務めております。

女性が活躍をし、子供を産み育てやすい国をつくっていくことは安倍政権の使命であります。4月26日に開催された男女共同参画会議においても、女性国家公務員の積極的な採用・登用、企業における女性の活躍状況等の開示（「見える化」）の促進などを政府で取り組むよう決定されたところであり、各種施策について今後も着実に実行してまいります。

また、6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。この週間に合わせて、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催を始め、男女共同参画白書の公表、各種表彰等、様々な行事を全国的に実施します。男女共同参画について考えていただく良い機会になればと思います。

皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

目次

Contents

特集

男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針について

Page 02

行政施策トピックス1

「東日本大震災後の仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)」に関する調査報告書について

Page 06

行政施策トピックス2

平成25年度における第3次男女共同参画基本計画関係予算について

Page 08

行政施策トピックス3

安倍総理と経済界の意見交換

Page 10

行政施策トピックス4

第42回 男女共同参画会議

Page 11

行政施策トピックス5

第25回 仕事と生活の調和連携推進・評価部会について

Page 12

連載

男女共同参画は、日本の希望② 大きな時代変化の中で／
山田 昌弘 (中央大学教授)

Page 13

取組事例ファイル (企業編)

「カエルの星」に認定！シリーズ②／医療法人永和会 下永病院

Page 14

取組事例ファイル (団体編)

公益社団法人ガールスカウト日本連盟

Page 15

ニュース&インフォメーション

4月10日「法テラスの日」街頭啓発活動 他

Page 14

男女共同参画センターだより

福島県男女共生センター



男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針について

内閣府男女共同参画局総務課

1. はじめに

東日本大震災においては、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

近年、国際社会において、「災害リスク軽減」（災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じる）という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

これらを踏まえ、内閣府では、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（以下「取組指針」という。）」を本年5月に作成・公表しました。

作成に当たっては、有識者等からなる検討会において議論を行ったほか、意見交換会や意見募集を行い、地方公共団体や関係者の意見を広く聴取しました。

2. 基本的な考え方

取組指針においては、以下7つの

基本的な考え方を提示しました。

(1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図り、力強く復興を進めていくためには、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する必要があります。

災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となります。

(2) 「主体的な担い手」として女性を位置づける

東日本大震災の災害対応の現場においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍し、現在も活躍していますが、意思決定の場での女性の参画は少なくなっています。

災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要です。

(3) 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮することが重要です。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）

により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。後者については、性別はもちろん、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響が異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

(4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要です。

男女の人権を尊重して、避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーを確保できる仕切りの工夫等が重要です。

(5) 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する

災害対応において行政の責任は大きい一方で、行政による対応には限界があり、住民、地縁団体、NPO、NGO、大学、企業、専門家等の民間の力が不可欠です。

地域における男女共同参画の推進



買物を代行する支援員（岩手県盛岡市）

内閣府男女共同参画局では、本年5月31日に、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を公表しました。取組指針の内容や、男女共同参画の視点からの具体的な取組事例についてご紹介します。

は、これまでも地方公共団体と民間が連携・協働し、取組を進めていますが、災害時には平常時以上に民間と行政との協働が重要となります。日頃から関係を密にし、信頼関係を築き、災害時には情報の共有も含め、速やかに対応できるようにしておくことが重要です。

(6) 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける

男女共同参画の視点からの災害対応を円滑に進める上で、男女共同参画センター・女性センター等や男女共同参画担当部局の果たす役割は大きいと考えます。予防、応急、復旧・復興の各段階において、施策の企画・立案に積極的に参画することができるよう、平常時及び災害時における役割を明確化し、防災・復興担当部局を始め他部局との連携を図るとともに、地域防災計画等にその役割を位置づけることが重要です。

(7) 災害時要援護者への対応との連携に留意する

現状として、家庭内で高齢者、障害者、乳幼児等の介護や保育等を行っている者は女性が多く、医療・保健・福祉・保育等にかかわる専門職にも女性が多くなっています。そうした女性の意見を取り入れることは、災害時要援護者の視点を反映することにつながることから、避難所運営や被災者支援等において、女性が政策・方針決定過程に参画することが重要です。

3. 各段階において必要とされる取組

取組指針においては、予防、応急、復旧・復興等の各段階において必要とされる取組についてまとめました。以下では、紙面の都合上、主なものを紹介いたします。

(1) 事前の備え・予防

- 防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。
- 地域防災計画の作成、修正に際し、男女共同参画の視点を反映すること。
- 女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄するとともに、関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに調達・輸送できるようにすること。
- 男女共同参画の視点からの災害対応について、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けること。
- 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダー



子育てサークルと協働した防災訓練
(新潟県長岡市)

に複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。

(2) 発災直後の対応

- 妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。
- 救助・救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員または社員等も参画して速やかに実施されるよう、災害直後から子育て・介護支援を実施すること。
- 帰宅困難者が大量に発生することが想定されている地域においては、平常時に協定等を締結した駅周辺の商業施設や大学等に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請すること。

(3) 避難所

- 開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。
- 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布

男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針について

方法を工夫すること。

- 妊産婦、乳幼児等の健康に配慮し、感染症予防対策を始めとして衛生的な環境を確保するための対策を行うこと。
- 女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。

(4) 応急仮設住宅

- 入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。
- 応急仮設住宅団地を設置した場合には、自治会等の育成を図り、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- 入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。
- 男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- 男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。

(5) 復旧・復興

- 復興計画の作成に際し、政策・

方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。

- 住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。
- 災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。
- 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。
- 男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むNPOやボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

(6) その他

- 大規模災害等において被災者が広域的な避難を行っている場合、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。
- 民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際

は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。

- 防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に関して、男女別統計の整備に努めること。

4. おわりに

このほか、取組指針についてより詳しい解説や、災害時に携帯できるチェックシート、先進事例を盛り込んだ「解説・事例集」も併せて作成しました。詳しくは、内閣府ホームページを御覧ください。

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

備蓄チェックシート

女性、子どもに必要な備蓄品類の例

◆ 食料の品目や数量については、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性等が参画して、検討するようお願いします。

◆ 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えることが必要です。乳幼児の粉ミルクは衛生環境が確保された状況での使用が前提であり、粉ミルクや哺乳瓶だけでなく、水やお湯を沸かす道具も必要ことから、「粉ミルク、お湯、哺乳瓶、消毒剤」がセットで供給されることが重要です。生理用品、産後ケア用品、産後ケア用品等についても、同時に必要なものをセットで確保し、供給します。

生理用品

- ☐ 生理用ナプキン（長時間用もあるとよい）
- ☐ サニタリーショーツ
- ☐ 清潔な布
- ☐ おりものシート
- ☐ 中綿の乾かさないごみ袋

授乳用品

- ☐ 粉ミルク（調製粉乳）：哺乳瓶の衛生が確保される前提での提供
- ☐ アレルギーマスク
- ☐ 乳幼児用飲料水（軟水）
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ 哺乳瓶用の消毒剤
- ☐ 高圧洗浄機・電気が使えない際も想定した乾電池式もしくは充電式のものの

離乳食用品

- ☐ ベビーフード（アレルギー対応食品を含む）
- ☐ スプーン

紙おむつ用品

- ☐ 小児用紙おむつ
- ☐ おしめし
- ☐ ごみ袋
- ☐ 乳幼児用拭き布
- ☐ ベビーバス（赤ちゃんのお風呂を済ませるために必要）

その他

- ☐ 抱っこ紐
- ☐ 授乳用ポンチ
- ☐ 下着（いろいろなサイズ）

平常時にしておくべきこと

◆ 食料、生活必需品等については、個人によってニーズも異なり、また、各人が最低3日分の食料を確保することが望ましいことから、備蓄している品目（可能であればメーカー名や製品名、内容、保管場所を住民に示し、各人の確認を促す）をいれます。

◆ 備蓄品の品目、数量、保管場所及び保管期限を定期的に点検することも必要です。

チェックシートの例

取組事例 ①

ボランティアに頼る炊き出しから 専属スタッフの雇用へ

宮城県山元町

山元町では、東日本大震災後、町内に最大で19か所の避難所が設置され、女性職員や、避難してきた女性が当番制、もしくは婦人防火クラブ等がボランティアで炊き出しを行っていました。町の保健福祉課の女性職員（管理栄養士）は避難所の巡回を通じて、震災直後の物資供給もままならない状況の中で、避難所ごとに食事の内容やバランスに差があることを感じ、避難者の健康のためにも、最低限の栄養管理が必要という認識を持ちました。また、炊き出しに当たっている女性たちに疲労の色が濃いこともわかりました。

そこで、同職員は震災直後から衛生的で大規模な調理場の確保と

栄養管理のため、炊き出しの体制整備の必要性を訴え、これに共鳴してくれた町民生活課生活班長の女性職員と2人で、庁内の説得に当たりました。

まず、自衛隊の緊急支援が入ることに伴い平成23年3月15日から避難所ごとの炊き出しをやめ、庁舎の空きスペースで一元調理して避難所に運搬することにしました。それと同時に、衛生的で千人規模の調理ができる広さの調理場の確保が必要と考え、避難所運営の一環として、庁舎の敷地内に調理棟の建設を計画・立案し、同年4月に実現させました。千人規模の食事を毎日調理するには、炊き出しをボランティアに頼るのでは

なく、仕事として専属のスタッフを雇用することが必要と考え、緊急雇用創出事業を活用して、町の臨時職員として栄養士1名（女性）と調理スタッフ7名（うち女性6名）を雇用しました（同年5月から9月末まで）。

炊き出しを被災した女性のボランティア任せにしない体制を作り上げたことで、避難者の栄養管理及び食事の衛生管理において、成果を挙げることができました。

平成25年3月には、避難所で被災者に提供した食事や炊き出しの記録をまとめた、「食」から生まれた『絆』の記録2012を作成しています。



調理棟での炊き出しの様子

取組事例 ②

防災集団高台移転に際し女性だけの ワークショップを実施

宮城県石巻市

石巻市北上町十三浜地区では、平成23年10月から、石巻市北上総合支所のほか、大学教授、NPO、日本建築家協会等がボランティアで関わり、集団高台移転に向けた住民の合意形成に向けて、住民参加型のワークショップ形式で、意見交換を開始しました。この地域では、地域のことは各家庭の「家長」が集まって決めることが慣習となっており、ワークショップも、通常であれば男性中心で話し合いが行われる可能性が高いと思われました。しかし、石巻市北上

総合支所の職員は、新潟県長岡市山古志村の災害復興まちづくりを視察した際に聞いた情報を基に、早い段階から話し合いの場に女性が参画することの重要性を認識し、同年11月に、女性だけが集まって話し合う機会を設けることとしました。

女性だけのワークショップでは、非常に活発な意見が飛び交いました。男性であれば「家長」という立場を意識して見栄を張ってしまうような場面もあるところ、女性たちは、高台移転についての

不安もお金のことも含めて率直な思いが語られました。また、家族や地域のことをよく知っていることから、「高台に移転した場合、おばあさんが何かあった時に浜からすぐ上ってこられる勾配の道があるか」など、日常の小さな気づきも指摘されました。



ワークショップの様子



「東日本大震災後の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する調査報告書について

内閣府男女共同参画局推進課

1 調査目的

東日本大震災による節電の影響により、多くの企業が働き方の見直しを行うこととなりました。このような節電前後の時期における企業の対応変化や働く個人の意識変化等を把握・分析することにより、働き方の見直しに関する様々な課題等を明らかにし、今後の検討に資することを目的に実施しました。今回は、その概要をご紹介します。

2 調査概要

(1) 企業調査（郵送調査・平成24年7月下旬～9月上旬実施） 3,000社（回答率30.3%）

一都三県（東京、神奈川、埼玉、千葉）、大阪府に本社をもつ従業員規模300人以上の株式会社を対象

(2) 個人調査（インターネット調査・平成24年10月下旬実施） 2,299名

一都三県および大阪府で勤務する男女で、企業調査と同様条件の企業に雇用され勤続2年以上の者を対象

(3) 企業ヒアリング調査（平成24年10月～平成25年3月） 10社

3 調査のポイント

(1) 半数弱の企業が、震災以前に比べて2011年夏には「働き方の見直し」を新たに実施、または適用拡大しました。その後2012年夏も同様レベルでの実施やさらに取組を進めている企業が大半でした。

2011年夏に、震災前と比べて「働き方見直し」を進めた企業は約半数

・内容としては、「勤務日の変更」「残業削減」「勤務時間帯の変更」が多くなっています。（図表1, 2）

2011年夏以降も、「働き方見直し」取組の一部は更に進む

・2011年夏に進んだ取組の2012年夏の状況では、「働き方見直しの推進組織の設置」「仕事の見える化」「時間管理意識の向上」は『より進んだ』と回答した企業が多くなっています。

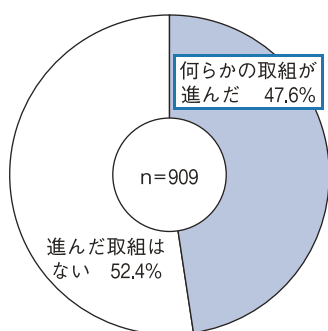
・「時間管理意識の向上」「有給休暇の取得促進」「特別休暇の制度拡充」等は6～7割の企業が『同レベル』と回答、「勤務日の変更」「勤務時間帯の変更」は『止めた』とする回答が多くなっています。（図表3）

(2) 震災前に比べて働き方の見直しを進める必要性に関し、経営トップや管理職の理解・協力が進んだとする企業が多数（それぞれ7割）でした。

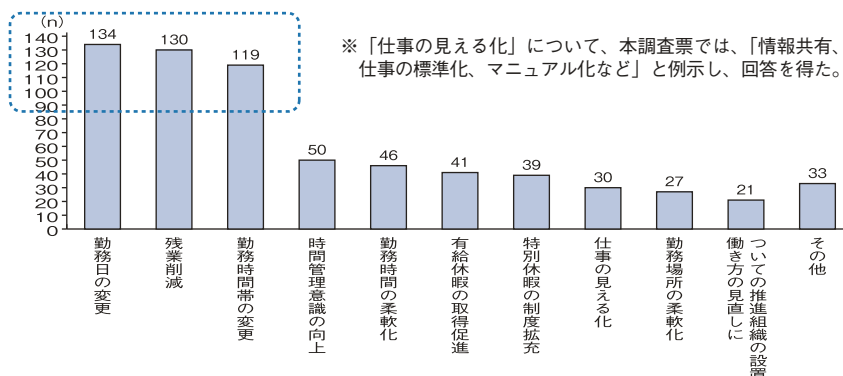
本調査は、内閣府ホームページにも掲載しています。詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.cao.go.jp/wlb/research.html>

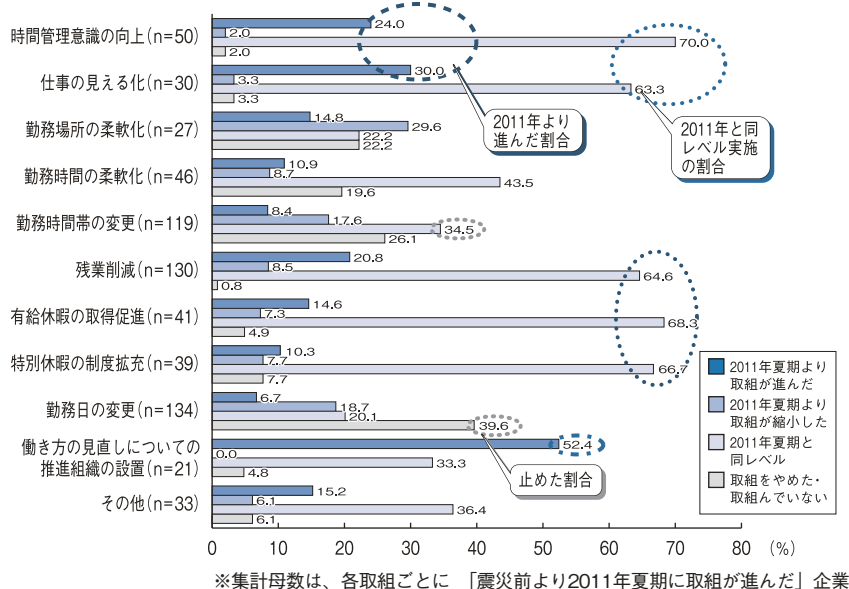
図表1 震災前から取組が進んだ企業



図表2 震災前に比べて2011年夏期に取組を進めた企業数



図表3 2011年夏期に進んだ取組が2012年夏期にどうなったか



震災前と比べ、「働き方見直し」の必要性について、トップや管理職の理解・協力が進む

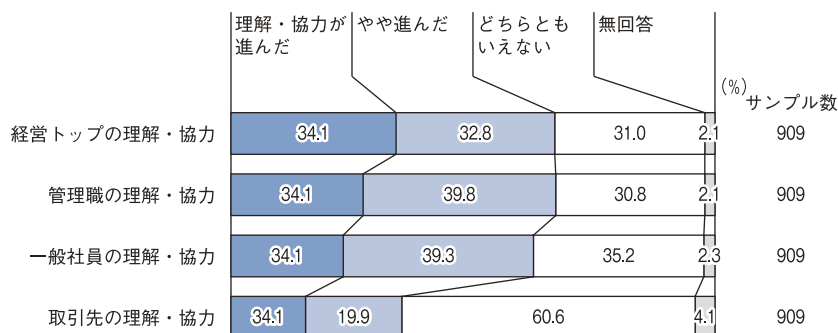
・震災前と比べ、「経営トップの理解・協力」や「管理職の理解・協力」については、『理解・協力が進んだ、やや進んだ』と回答した企業が7割弱を占めています (66.9%、67.1%)。一方、「取引先の理解・協力」は他項目より『進んだ』との回答が少なく、『どちらともいえない』が6割を占めています (60.6%)。 (図表4)

(3) 東日本大震災をきっかけにした働く人の意識変化について調査しました。生活面に留まらず「家庭やプライベートの時間を確保できる働き方」、「時間効率」などに関する意識も変化していたこと等が明らかになりました。

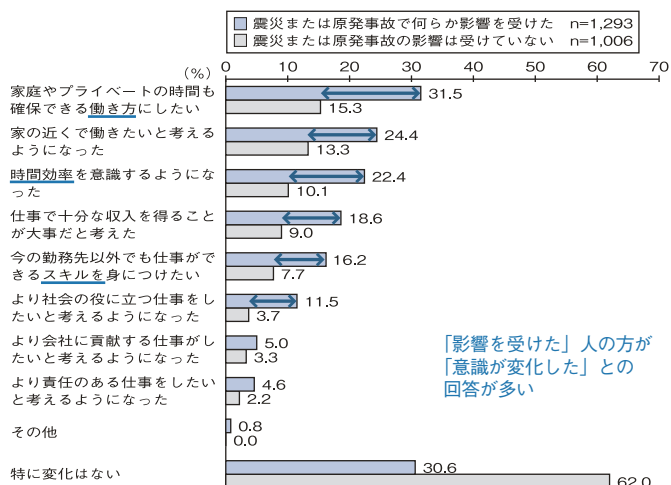
東日本大震災等で影響を受けた人は、生活面だけではなく仕事面の意識も高まる

・東日本大震災等で何らかの影響を受けた人では、受けなかった人に比べて「働き方」や「普段の生活」に対する意識の変化があった人の割合が高くなっています。 (図表5, 6)

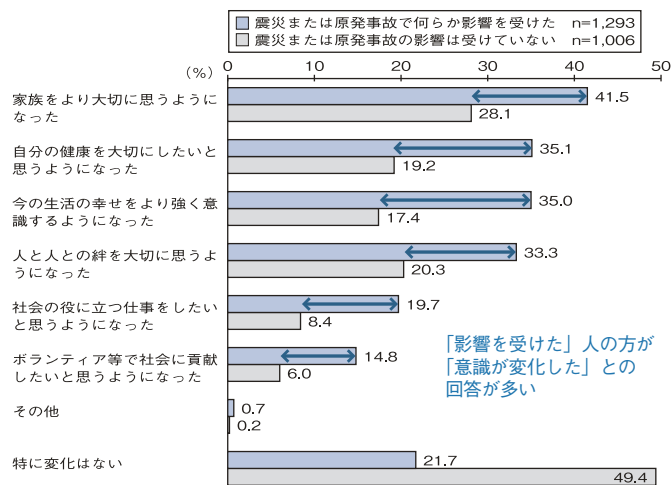
図表4 「働き方の見直しに関する取組」の必要性に対する、理解や協力の变化



図表5 震災の経験と働き方に対する意識の変化 (複数回答)



図表6 震災の経験と普段の生活に対する意識の変化 (複数回答)





平成25年度における第3次男女共同参画基本計画関係予算について

内閣府男女共同参画局調査課

1. 平成25年度関係予算の総額

平成25年度における第3次男女共同参画基本計画関係の政府予算^(※)は、6兆5,102億円であり、平成24年度当初予算から、1,852億円（2.9%）の増額となっています。

これは、介護給付費国庫負担金等が約1,559億円の増額となったことが主な要因です。

分野ごとの内訳でみると、第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」が総額の52.3%を、第5分野「男女の仕事と生活の調和」が総額の35.3%を占めています。

※「男女共同参画推進の見地から当面特に留意すべき事項」とされている予算。第3次男女共同参画基本計画の推進に関係する施策から、「国民年金及び厚生年金保険（国庫負担）」と「特定障害者に対する特別障害給付金」を除いたものの予算の合計。

2. 平成25年度予算の主な新規・拡充等の項目（1. の記載事項以外）

●有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクトの推進

有期、短時間、派遣などいわゆる非正規雇用で働く労働者について、雇用の安定や公正な処遇を確保する観点から正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善など企業内での非正規雇用の労働者のキャリアアップを支援するための総合的な対策を推進する。（54億円）＜厚生労働省＞

●ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

母子家庭の母などへの子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援による総合的な自立支援施策を推進する。（1,921億円）＜厚生労働省＞

●女性研究者の活躍促進

研究と出産、育児等を両立できる環境の整備を支援する（10億円）とともに、出産、育児で研究を中断した研究者の復帰支援のため、研究奨励金を支給（7億円）する。＜文部科学省＞

3. 内閣府男女共同参画局の予算

内閣府男女共同参画局の平成25年度予算（復興庁一括計上分を含む。）は、3億97百万円です。

主な経費としては、

- 女性の活躍促進に向けた取組
都道府県における女性活躍促進事業（21百万円）
- 女性の活躍促進に向けた「見える化」の推進
女性の活躍促進に向けた「見える化」推進事業及び企業等における女性の活躍促進事業（10百万円）
- 仕事と生活の調和の推進
仕事と生活の調和人材育成経費等（22百万円）
- 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費等（61百万円）
- 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
臨時相談窓口を開設し、電話や面接、仮設住宅等を訪問する相談事業を実施（92百万円・復興庁一括計上分）
等を計上しています。

平成25年度男女共同参画基本計画関係予算（総括表）
（男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項）

（単位：百万円）

施策・事業	平成24年度 当初予算額	平成25年度 予算額	対前年度比較 増△減額
第2部 施策の基本的方向と具体的施策			
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	32	36	4
1 政治分野における女性の参画の拡大	—	—	—
2 司法分野における女性の参画の拡大	—	—	—
3 行政分野における女性の参画の拡大	17	33	16
4 雇用分野における女性の参画の拡大	—	—	—
5 その他の分野における女性の参画の拡大	15	3	△12
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	102	90	△12
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	0	0	0
2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	73	63	△11
3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	16	16	0
4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供	13	12	△1
第3分野 男性、子どもにとつての男女共同参画	2,154	1,698	△456
1 男性にとつての男女共同参画	1,509	894	△615
2 子どもからの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成	109	107	△2
3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現	536	697	161
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と均等の確保	22,726	29,363	6,638
1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	182	257	76
2 非正規雇用における雇用環境の整備	399	5,819	5,420
3 ポジティブ・アクションの推進	203	262	59
4 女性の能力発揮促進のための支援	15,484	14,568	△916
5 多様な生き方・多様な能力の発揮を可能にするための支援	6,458	5,426	△1,032
6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進	0	0	0
7 女性の活躍による経済社会の活性化	0	3,031	3,031
第5分野 男女の仕事と生活の調和	2,247,640	2,297,490	49,850
1 仕事と生活の調和の実現	271,043	345,091	74,048
2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	1,976,461	1,952,268	△24,193
3 働く男女の健康管理対策の推進	136	131	△5
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	7,409	8,793	1,384
1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	873	3,963	3,090
2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	6,513	4,807	△1,706
3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	23	22	△1
第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	579,876	500,925	△78,951
1 セーフティネットの機能の強化	340,466	256,908	△83,557
2 雇用・就業の安定に向けた課題	0	0	0
3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題	221,832	230,023	8,191
4 男女の自立に向けた力を高める取組	17,578	13,993	△3,585
第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	3,185,438	3,406,940	221,502
1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	2,441,508	2,583,430	141,922
2 障害者が安心して暮らせる環境の整備	743,930	823,510	79,580
3 外国人が安心して暮らせる環境の整備	0	0	0
4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応	0	—	—
第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	94,032	97,046	3,014
1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	2,282	3,777	1,495
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	91,463	92,965	1,502
3 性犯罪への対策の推進	211	224	12
4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	4	4	0
5 売買春への対策の推進	68	67	△1
6 人身取引対策の推進	—	—	—
7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	4	7	3
8 メディアにおける性・暴力表現への対応	—	3	3
第10分野 生涯を通じた女性の健康支援	44,938	39,905	△5,033
1 生涯を通じた男女の健康の保持増進	—	—	—
2 妊娠・出産に関する健康支援	25,768	25,045	△723
3 健康をおよびやす問題についての対策の推進	7,479	6,600	△878
(1) HIV・エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進	6,649	5,726	△922
(2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進	830	874	44
4 性差に応じた健康支援の推進	10,662	7,425	△3,237
5 医療分野における女性の参画の拡大	163	163	0
6 生涯にわたるスポーツ活動の推進	866	672	△194
第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	138,336	125,329	△13,007
1 男女平等を推進する教育・学習	126,754	114,070	△12,684
2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	11,582	11,259	△323
3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	0	0	0
第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画	2,004	2,313	309
1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大	—	—	—
2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	1,989	2,298	309
3 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	15	15	0
第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進	60	65	5
1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	60	65	5
2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	0	0	0
3 メディア分野における女性の参画の拡大	0	0	0
第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	58	43	△15
1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	39	35	△4
2 地域の活動における男女共同参画の推進	—	—	—
3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進	—	—	—
4 防災における男女共同参画の推進	19	8	△11
5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	—	—	—
第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	193	173	△20
1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知	2	2	0
2 男女共同参画の視点に立った国際貢献	171	154	△18
3 対外発信機能の強化	20	18	△2
小 計	6,324,998	6,510,211	185,213
第3部 推進体制			
1 国内本部機構の強化	28	22	△6
(1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化	28	22	△6
(2) 総合的な推進体制の整備・強化等	0	0	0
2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化	7	7	△1
(1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化	0	0	0
(2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化	0	0	0
(3) 苦情の処理等の対応の充実	7	7	△1
3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実	—	—	—
4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）	—	—	—
小 計	35	29	△7
総 合 計	6,325,033	6,510,240	185,207

(注1) 予算額は、一般会計予算、特別会計予算、財政投融资予算全て含む。

(注2) 四捨五入により計が一致しないところがある。

(注3) 施策・事業の予算額のうち男女共同参画基本計画関係の金額が掲掲できない施策・事業予算又は他の項目に計上されている施策・事業予算のみの場合は、「—」と表示している。

(注4) なお、本表は当初予算額を計上しており、補正予算による増減は反映していない。施策・事業



安倍総理と 経済界の意見交換

内閣府男女共同参画局推進課

平成25年4月19日に、安倍総理大臣は経済界と成長戦略の実現に向けて意見交換し、女性の活躍促進に向けて、以下のとおり要請しました。

- 1 「指導的地位に占める女性の割合を、2020年までに30%程度」とする政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用していただきたい。まずは、役員に一人は女性を登用していただきたい。
- 2 男女ともに、仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現も重要であり、子供が3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるようにしていただきたい。

その後、日本記者クラブにおける成長戦略に関するスピーチの中で、安倍総理は、「女性の活躍」は成長戦略の中核であると述べた上で、役員・管理職への女性の積極的な登用の要請について、

「まず随分早く始めよ、ということで、自由民主党は、四役のうち2人が女性です。こんなことはかつてなかったのですが、2人ともすごく活躍してくれています。そのおかげかどうかはわかりませんが、経済三団体からはさっそく前向きな回答をいただきました。

ただ、足元の現実、まだまだ厳しいものがあります。30代から40代にかけての女性の就業率がガクンと下がる、いわゆる『M字カーブ』の問題については、少しずつ改善の傾向にありますが、ヨーロッパの国々などと比べると、日本はまだまだ目立っています。いまだに、多くの女性が、育児をとるか仕事をとるかという二者択一を迫られている現実があります。」と述べました。

続いて、待機児童の解消に向けた「待機児童解消加速化プラン」について、

「平成25・26年度の2年間で、20万人分の保育の受け皿を整備したい。さらに、保育ニーズのピークを迎える平成29年度までに、40万人分の保育の受け皿を確保して、『待機児童ゼロ』を目指します。」とした上で、育児休業や短時間勤務の取得をはじめ仕事と子育ての両立支援について、次のように述べました。

「子どもが生まれた後、ある程度の期間は子育てに専念したい、と希望する方がいらっしゃるのも、理解できることです。（中略）『女性が働き続けられる社会』を目指すのであれば、男性の子育て参加が重要なことは当然のこととして、こうしたニーズにも応えていかねばなりません。3歳になるまでは男女が共に子育てに専念でき、その後に、しっかりと職場に復帰できるよう保証することです。（中略）『3年育休』を積極的に認めて、子育て世帯の皆さんの活躍の可能性を大いに広げようとする企業に対しては、政府も、新たな助成金を創るなど応援していこうと思います。

ブランクが長くなると、昔やっていた仕事であっても、ついていけないかどうか不安になることもあるでしょう。こうした皆さんが、仕事に本格復帰する前に、大学や専門学校などで『学び直し』できるよう、新たなプログラムも用意することで、『3年間抱っこし放題での職場復帰』を総合的に支援してまいります。」

最後は、

「仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような日本をつくっていききたいと思います。」と締め括りました。

安倍総理大臣のスピーチの全体版はこちらをご覧ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0419speech.html

平成25年5月に、「若者・女性活躍推進フォーラム」において、女性の活躍推進に向けた提言を取りまとめました。詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



第42回 男女共同参画会議 内閣府男女共同参画局総務課

安倍総理より冒頭挨拶

平成25年4月26日（金）、総理大臣官邸にて、第42回男女共同参画会議が開催されました。3月22日の有識者議員改選以来初の開催となります。

冒頭、安倍内閣総理大臣から、「女性の活躍促進は我が国の経済の再生や成長に不可欠。また、女性の活躍は私の成長戦略の中核でもある。男女共同参画会議においても、男女共同参画社会の実現に向け、幅広い課題に対して長期的な視点に立ち、しっかりと調査審議していただきたい。」旨の挨拶がありました。

議事概要

森内閣府特命担当大臣（男女共同参画）による議事進行の下、まず、佐村内閣府男女共同参画局長より、男女共同参画の現状について、政府における最近の取組や課題に関し説明がありました。続いて、亀岡内閣府大臣政務官から、「政府に求める今後の取組事項について」及び「男女共同参画会議専門調査会の今後の調査方針について」の説明があった後、会議としての決定を行いました。

政府に求める今後の取組事項では、(1)女性国家公務員の活躍の促進等、(2)公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進、(3)企業における女性の活躍状況等の開示（「見える化」）の促進、(4)防災・復興のあらゆる場面における男女共同参画の推進、(5)女性に対する暴力の根絶、の5つが主要項目として挙げられております。

意見交換

これらの説明等を受けて行われた意見

交換では、議員から以下のような発言がありました。

- 女性の活躍の場の拡大のための仕事と子育て、仕事と介護についての両立支援の必要性
- 我が国の政治分野など、意思決定過程における男女共同参画の推進
- 被災地における女性の社会参画の現状や、防災・復興における男女共同参画の取組の強化
- 農業、漁業など、地域における女性の社会参画の現状と課題
- 中小、ベンチャー企業での育児・介護に関するロールモデルの必要性や取組の方向性等

閉会

最後に、議長である菅内閣官房長官から、「安倍内閣では、女性の活躍を成長戦略の中核に据え、女性を初め全ての人にチャンスがある社会、そして男女がともに仕事と子育てを容易に両立できる社会の構築を目指して取り組んでいるところ。各閣僚におかれては、有識者の皆様の意見を踏まえて緊密に連携し、本日決定された今後の取組事項について着実に進めていただきたい。」旨の締めくくりの挨拶がありました。

今後は会議にて決定された調査方針に基づき、各専門調査会において調査審議した上で、その結果を次回男女共同参画会議に報告することになります。



第42回男女共同参画会議



第25回 仕事と生活の調和連携推進・評価部会について

内閣府仕事と生活の調和推進室

関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月策定、平成22年6月改定）が策定され、官民一体となって、仕事と生活の調和が実現した社会を目指し、様々な取組を進めています。

取組の進捗状況については、「行動指針」のもと数値目標の設定等により、点検・評価し、政策への反映を図っています。成果は、毎年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」にまとめ公表しています。

平成25年3月26日、第25回仕事と生活の調和連携推進・評価部会（※）を開催し、平成24年度実績及び平成25年度実施予定の取組について、各団体及び関係府省より報告がなされました。

ここでは、平成25年度に予定している内閣府の主な取組を紹介します。

●実態調査の実施

仕事と生活の調和推進のための行動指針で定める数値目標の達成に向けて、実態調査を行い、課題等を分析・把握することで、目標達成までの中間年度におけるフォローアップに活用します。

●企業担当者等交流会の運営

企業の人事労務等を担当する管理職層から、現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を聴取し、実態に即した点検・評価を行うための情報収集を行います。また、企業間の情報交換・交流の場とするほか、取り組むメリットやノウハウの提供について有識者から講演を行い、企業の取組を支援します。さらに、都道府

県及び政令指定都市のワーク・ライフ・バランス担当者を対象とした交流会を開催し、地域の取組を支援します。

●仕事と介護の両立支援情報のコンテンツの作成

働く人や働く人を支援する企業にとって、仕事と介護を両立する上で役立つ情報を、自治体のホームページ等を通じて一元的に提供するためのモデルとなるコンテンツを作成し、自治体に提供します。併せて、NPO等民間団体等が提供する介護サービス情報や親等の介護経験者の体験談などの情報提供も行います。

●「カエルの星」の認定

平成25年度も引き続き、企業や団体内の部・課・班・チーム等の単位で、業務の効率化など働き方を見直し、長時間労働の削減や年休取得促進など働き方改革に成果をあげたチームを「カエルの星」として認定し、取組内容を好事例として広く情報発信します。

●子ども・子育て支援新制度のための施行準備

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度について、早ければ平成27年4月の本格施行をめざし、平成25年4月から内閣府に設置する子ども・子育て会議において、制度の詳細設計について議論を行うなど、施行準備を進めます。

※仕事と生活の調和連携推進・評価部会…企業、労働組合、地方公共団体等が参集し、PDCAサイクルによる点検・評価及び各主体の連携推進に取り組むため、トップ会議の下に設置。

仕事と生活の調和ポータルサイトはこちら↓

<http://www.wacao.go.jp/wlb/>

- ・メールマガジン「カエル！ジャパン」通信の配信登録
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポートの参照
などができます。

ひとつ「働き方」を変えてみよう！

カエル！ ジャパン

Change! JPN 

男女共同参画は、日本の希望② 大きな時代変化の中で

中央大学・教授 山田 昌弘

男女共同参画、なかんずく、女性の経済的活躍の推進を考える場合、大きな時代の流れを考えておく必要があります。

社会の慣習や制度は、時代によって変化します。それは、家族慣習や男性や女性の役割でも同じです。たとえば、古代から明治時代中ごろまでは、日本では儒教の影響を受けて夫婦は別の姓を名乗っていました。しかし、明治31年(1898年)、民法制定の時、欧米のキリスト教国の風習に合わせて夫婦同姓を採用し、現在に至っています(註1)。

男女の家庭内の役割分担も時代によって大きく変化しています。その変化は、経済状況の変化に従って生じたものです。そこで、日本の歴史を、戦前の農業が中心だった時代、そして、戦後の工業が中心だった時代、そして、現在移行中であるサービス業中心の時代に大きく分けて考察してみましょう。

戦前までは、農業など、家業が中心の時代でした。戦後の1950年ごろでも働く人の約半数は、農林漁業従事者だったのです。日本の農業の多くは、家族で行われていました。そこでは、夫も妻も、そして高齢者も子どもも農作業に従事していたのです。また、都市部でも事情は同じです。当時は、工業やサービス業でも、町工場や商店などは一家総出の家業として営まれていました。そこでも、女性も貴重な労働力として、経理や店番、時には肉体労働など、生産活動に従事していたのです。家事や育児は、手の空いている人が片手間にやるものでした。農家では、母親が乳児を田んぼに連れて行って、農作業の間に授乳するなど日常茶飯事でした。多少ゆとりがある家では、子守を雇うなど人に任せることも多かつ

たのです。男女共同参画と言わなくても、多くの女性は農作業や店番などで、生産活動に従事していたのです(註2)。

戦後、高度成長期になると、日本は工業中心の時代に入ります。それは、企業中心社会と言ってもよいでしょう。男性は、企業の被雇用者となって、一つの企業で週6日、朝から晩まで働き続けるというシステムが普及してきます。つまり、サラリーマンの誕生です(註3)。そして日中ほとんどの時間を家から離れて仕事をしなければいけないので、家事や育児をする人が必要になります。そこで、専業主婦が登場するのです。

戦前は、給与所得者の夫－生産活動に従事しない妻という組み合わせは、軍人、役人、大企業の幹部など、一部の人間に限られていました。それが、経済の高度成長期(1955-1973年)工業化が進展し、企業が発展する中で、多くの家族で可能になったのです。それは、男性の雇用が安定し、妻が働かなくても、豊かな生活を築くという見通しがもてたことによります。

「夫は仕事、妻は家事で豊かな生活を築く」というモデルは、欧米にありました。専業主婦の起源は、19世紀のイギリスです。当時、工業化が起こり、外で働く男性が増え、家で家事だけをする女性が出現しました。それがアメリカやヨーロッパに普及し(註4)、1950年代に日本にテレビの普及と共に入ってきたのです(註5)。

しかし、この性別役割分業に基づく家族モデルは、経済が成長し、すべての男性の雇用が安定して、収入が増え続けるという前提に基づいていました。この前提が崩れるのが次の時代です。

註1：世界的に見ると、欧米やフィリピンなどキリスト教の影響の強い国では夫婦同姓が多く、中国などキリスト教の影響が少ない国では夫婦別姓が多い。

註2：戦前では、製糸工場などでは主に未婚の女性が工員として働いていた。男性や既婚女性は先祖代々の家業に従事して、外に働きに行く余裕はなかったのである。炭鉱などでも、掘削は男性だが、運搬など多くの女性が重労働に従事していた。

註3：サラリーマンは和製英語であり、欧米では通じない。office workerやbusiness personなど、性に中立的な言い方が普通である。もちろん、OL(オフィスレディー)という言葉も本来の英語にはない。強いていえば、female office workerとするしかない。

註4：イギリスでは、1920年頃、専業主婦の割合は8割以上にのぼった。アメリカでは、1950年頃専業主婦割合は75%である。日本で専業主婦の割合が一番高かったのは、1975年と言われている。それでも60%程度なので、実は、日本では、欧米に比べ、専業主婦はあまり普及しなかったのである。それは、家業などで女性も働くという伝統が、戦後も維持されたことが一因である。

註5：例えば、「ルーシー・ショウ」や「パパは何でも知っている」といったアメリカのテレビドラマが放映され、そこで多くの日本人は欧米の専業主婦の実態を初めて知ったのである。



やまだ・まさひろ／東京大学文学部卒業。東京学芸大学教授を経て、2008年より現職。専門は家族社会学・感情社会学・ジェンダー論。子ども・若者・夫婦・家族を取り巻く現状を多角的に解析して打開策を提言し続け、パラサイトシングル、婚活、格差社会などという言葉を作り出した社会学者。男女共同参画会議民間議員等の公職を歴任し、現在、男女共同参画会議専門委員、日本学術会議連携会員。

(医) 永和会 下永病院

～スケジュール管理と院内協力で時間外労働削減～



政府は、身近な取組からワーク・ライフ・バランスを実現したチームを「カエルの星」として認定するなど、「カエル!ジャパン」キャンペーンを実施して、ワーク・ライフ・バランスの推進を支援しています。本誌では、第1回「カエルの星」に認定された6社をシリーズで紹介していきます。ぜひ皆さんの会社でも参考にしてください。

***プロジェクトの始まりは…**

「薬局が薬を出すのが遅いから、病棟の職員が残業をしている！」という声から始まりました。薬局では1名が出産後に育児休暇を取得しており、「人数が少ないのだから業務が遅くなってもしょうがない。」という意識の中で業務を行っていました。院内の職員同士、お互いがお互いのことを知らず、非難の応酬ばかりで事が済むわけがありません。

そこで、医業経営コンサルタントの資格を持つ法人専務理事がここに立ち上がりました。

***まずはコミュニケーション！**

各職員は、一日の業務の流れを整理し、自らがまず知るとともに、それを職場に伝えることとしました。

基本中の基本の徹底により、勤務時間の中に繁閑の差があることを把握し、業務の平準化を図ることに成功したのです。

また、薬局が業務を円滑に進められるようになるためには、病院全体で協力する必要があることから、「部分最適だけでは組織は回らない、必ず“全体最適”を目指すことが重要」であることも徹底させることに成功しました。

***そうはいっても…**

時間外労働は削減しても、業務量そのものが変わらず、過度の集中による疲労が残るだけでは、本当の意味での解決につながらないということが徐々にわかってきました。

そこで！

***業務内容の見直し**

そもそもこの業務は必要なのか？

もっと効率的な手順はないのか？

といった発想でさらなる業務内容の見直しを検討し、

① SPD（薬品在庫管理システム）の導入

② 関連施設の調剤業務の外部委託を実施しました。これにより、業務量を20%以上も削減することができたのです。

***その結果…**

薬局では、従来1か月74時間余りあった時間外労働がほとんど「ゼロ」になり、現在まで継続しています。

定時に帰ることができることによって、職員たちはそれぞれ充実したワーク・ライフ・バランスを実現させています。

***今後の展開**

それぞれの職場にある問題に対し、病院全体で速やかに改善を図る取組は絶えず必要であり、また組織の活性化やワーク・ライフ・バランスの充実には不可欠なものです。このことを職員全員で認識を深め、更なる進化を目指していきたいとします。



(医) 永和会 下永病院

設立年月日：平成3年10月 理事長：下永 和洋

従業員数：300名

事業内容：医療・介護サービスの提供

(病院・診療所・老健・グループホーム・小規模多機能型居宅介護・通所介護などの事業を行う)

公益社団法人 ガールスカウト日本連盟



挑戦し続ける運動 ガールスカウト運動

5歳から102歳の会員

ガールスカウト運動は、イギリスで始まった、青少年の育成を通し、社会を良くする運動です。

ミッションは、「少女と若い女性が、自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする」ことです。キャンプや奉仕活動は、これらの活動を通じてこの使命を実現するための手段です。人に役立つことや、自らの能力を開発するという、世界共通の価値観も身につけます。現在日本の会員は、5歳の少女から上は102歳。少女のみならず成人も関わり、一生涯を通して成長する機会のある活動です。成人男性も会員になれるが、会の運営は女性が主導し、女性のエンパワメントの機会を提供しています。



自然とともに、仲間とともに、豊かな感性と「生きる力」を育みます。



5歳から100歳を超える女性まで、ガールスカウトは日本全国で活動しています。



第1回「国際ガールズ・デー」記念イベントで「女の子がつくる 暴力のない世界」の大切さを訴えました。

世界のあちこちで声をあげる

ガールスカウト運動は、世界145の国と地域で展開されており、共通のテーマに基づき、少女を取り巻く課題の解決などに取り組んでいます。2009年からは国連ミレニアム開発目標（MDGs）に連動し、「一緒にならこの世界を変えられる」を合言葉に、毎年、MDGsの一つを選び、自分たちにできることを考え、行動に移しています。世界中1000万人の仲間（もちろん5歳の少女も）がその取り組みを報告しあい、力を合わせて国際社会に影響を与えることを目指しています。国連の会議などに若い代表を派遣し、世界

中の少女の声を代表し届けています。

挑戦し続ける運動体としての ガールスカウト

日本におけるガールスカウト運動は、1920年（大正9年）に始まりました。第二次世界大戦中に中断しましたが、戦後もなく、この運動に関わっていた人たちが集まり、日本の少女のためにこの運動を再興しました。この運動を推進した先輩たちは、常に時代の先を見据え、「少女」を取り巻く課題に対してそれを解決すべく「挑戦」し続けてきました。21世紀のガールスカウト運動も、めまぐるしく変化する時代に押し流されることなく、「挑戦」し続ける運動であり続けます。

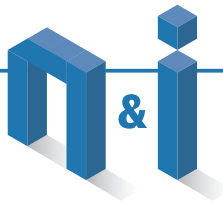
2012年から取り組んでいる「少女に対する暴力をなくす」キャンペーンでは、高校生、大学生年代のメンバーが「デートDV」に焦点を当て、取り組みを進めています。若い女性を中心となり、インターネットを利用した独自の教材を開発しました。同年代の目線で語りかけるピアエデュケーションの手法を取り、まずは問題について学びます。

小学生の少女たちは、“ほうさい探検隊”（日本損害保険協会主催）として、少女の視点で街の防災に取り組み、7年連続受賞をしています。成人会員も女性の視点で「安全」に関する論文を発表し、大賞を得るなど地域社会の一員として、社会への働きかけを実践しています。連盟としては、少女たちに必要な力と環境について調査報告をまとめています。ガールスカウトの評価基準は、点数ではなく、挑戦することなのです。これからも、よりよい社会を創るために、挑戦し続けます。

公益社団法人ガールスカウト日本連盟

設立年月日：昭和27年3月6日

少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となるよう育成し、女性が自らの可能性を最大限に延ばし、発揮できる社会の形成を推進する事業を実施する。



[News & Information]

1 News

法務省

4月10日「法テラスの日」街頭啓発活動



4月10日(水)、「おばあちゃん」の原宿と呼ばれる東京巣鴨にある「とげぬき地蔵尊・高岩寺」境内をお借りして、法テラスの日のイベントである無料法律相談会の広報活動とグッズ配布を行いました。少し肌寒い曇り空の午後でしたが、法テラス・サポートダイヤルを印刷した2,000個のポケットティッシュを配り切り、6名が法律相談を受けられました。法律相談の内容は、相続やお墓のトラブルなど、高齢者に多い相談内容が目立ちました。弁護士との相談を終えて、「助かりました。ありがとうございます。」という表情には、安堵の笑顔が浮かんでいました。

平成25年度は、法テラス全体で「高齢者・障がい者への法的支援」をテーマに取り組んでいきます。お困りごとのある方は、法テラス・サポートダイヤルまでお気軽にお電話ください。

【法テラス・サポートダイヤル】

0570-078374 (おなやみなし)

平日 9:00-21:00/土曜日 9:00-17:00

2 News

厚生労働省

女性活躍促進のための必須アイテム！

●企業における女性活躍を促進するための「メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル」を作成

企業において、メンター制度の導入やロールモデルの普及を図ることは、女性社員が自らのキャリアアップを図ろうというモチベーションの喚起や、妊娠・出産・育児等のライフイベントによりキャリアが中断されるといった不安の軽減につながり、女性の継続就業や職域拡大、管理職登用などへの効果等が期待されます。

このため、「ロールモデル」となる人材の育成や、女性社員の活躍を推進するための「メンター制度」を社内を導入、展開していくためのマニュアルを作成しました。

●「業種別『見える化』支援ツール」に新たに3業種追加

職場における男女労働者間の職域、役職などに関し事実上生じている格差の実態把握・気づきを目的とした「業種別『見える化』支援ツール」について、平成23年度に作成した3業種に加え、電機・電子・情報通信分野及び加工食品(冷凍食品等)分野の製造業並びに地方銀行業の3業種について作成しました。

マニュアル・ツールともに、厚生労働省HPの以下のURLからご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku04/index.html

3 Info

国立女性教育会館 (NVEC)

「男女共同参画推進フォーラム」開催について

大学、企業、地域など様々な分野において男女共同参画、ダイバーシティ、女性の活躍を推進する部局の担当者等が一堂に会してネットワーク形成を図るためのフォーラムを開催します。

期日：平成25年8月22日(木)～8月24日(土)

内容：基調講演、シンポジウム、全国から募集した団体や会館提供のワークショップを実施

詳細や申込みは<http://www.nvec.jp/>をご覧ください。

7月上旬より参加者募集の予定です。

4 Info

内閣府

食育推進全国大会にて「パパ料理講演会を開催

第8回食育推進全国大会(主催：内閣府・広島県等、開催日：6月22日・23日、場所：広島市(県立広島産業会館・県立広島大学ほか)にて、パパ料理(父親が家族のために日常的に作る食事)についての講演会等を行います。

【日時】 平成25年6月22日(土) 13:00～16:00

【会場】 広島市南区民文化センター
(広島市南区比治山本町16番27号)

【プログラム】

I. 講演会 (13:00～14:00)

- テーマ「ママと子どもを笑顔にする、パパ料理のススメ」
- 講師 滝村雅晴氏(パパ料理研究家/株式会社ビストロパパ代表取締役)

II. パネルディスカッション (14:20～16:00)

- コーディネーター
服部幸應氏(服部栄養専門学校校長)
- パネリスト
日下美穂氏(日下医院院長：減塩サミット in 呉2012代表)、村山伸子氏(新潟県立大学教授)、小澤和枝氏(生活協同組合コープふくしま組合員理事)、滝村雅晴氏

・参加費無料

・問い合わせ先 大会事務局：082-228-0134

5 Info

中小企業庁

「中小企業新戦力発掘プロジェクト」を実施

中小企業庁では、育児等で一度退職し、再就職を希望する方(新戦力)の職場復帰を支援するため、中小企業・小規模事業者で実施する職場実習を支援します。

コーディネート機関が事前カウンセリングから実習終了までをきめ細かく支援するとともに、実習生に対しては日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>

男女共同参画センターだより

News From Center

福島県男女共生センター

女と男の未来館

福島県男女共生センターは、「男女共同参画社会」の実現を目指す実践的な活動拠点として平成13年1月に開館し、「情報機能」、「自立支援機能」、「交流機能」の3つを柱に様々な事業を展開しています。

「情報機能」については、広報誌「未来館NEWS」やメールマガジンの発行、図書室には4万点余の男女共同参画に関する専門図書や資料を備え、そのほか男女共同参画に関する調査研究や民間グループの研究支援等を行っています。

「自立促進機能」については、つながり ひろがる 地域の女子「防災」力アップセミナー画に関するセミナー・講演会の開催、女性や男性の生き方・DVに関する相談、女性のためのチャレンジ支援相談等、多岐に亘る事業を展開しています。

特に平成24年度は、「防災・減災」をテーマに「つながり ひろがる 地域の女子「防災」力アップセミナー」と題し、災害時の被災者支援や復興、防災・減災などの分野で男女共同参画の視点を立ち各機関と連携しながら積極的に活動で

きる女性を育成・支援するためのセミナーを行いました。

「交流機能」については、当センターを自主的な交流の場として提供し、様々な団体・グループ間の相互交流の支援や県民の自主的な活動を支援するための事業を実施しています。

去年は、震災のため途絶えていた当センター最大のイベントである「未来館フェスティバル」を復活し、「ともに歩もう ふくしま復興」をテーマに講演やトークセッションを行い、被災者支援や地域づくりに取り組む団体、復興に



つながり ひろがる 地域の女子「防災」力アップセミナー

向け立ち上がった女性グループの活動内容紹介・ワークショップを通して来場者の皆さんとの交流を深める等、盛りだくさんの内容で開催しました。

未曾有の災害の渦中にある被災県のセンターとして、当センターが有する機能と役割を最大限に発揮しながら、防災や復興・復興において男女共同参画の視点が重要との考えの下に、事業・活動に取り組んでまいります。

編集後記

今年の男女共同参画週間のポスターが決まりました。

キャッチフレーズ最優秀作品に選ばれた兵庫県在住の安本実織さんの「紅一点じゃ、足りない。」を題材にしたポスターです。

今までとは、一寸趣きが違った印象ですが、皆さんご覧になって如何でしたか。

このポスターのデザイナーがホームページにありますので、皆さんに使っていただき、全国のいろんなところでポスターが見られると良いなと思っています。

また、6月28日東京で「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催します。参加を希望される方は、ホームページから申し込んでください。多くの方のご参加をお待ちしています。

(編集デスク K.K.)

【6月号表紙】

イラストレーション／
平田利之

「バランスをとるには、みんなの協力が必要です。」

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」6月号

<http://www.gender.go.jp>

<http://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>

第57号 ● 2013年6月10日発行
編集・発行 ● 内閣府
〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話 ● 03-5253-2111 (代)
印刷 ● 日昇印刷株式会社



男女共同参画

紅一点じゃ、足りない。

平成25年度

男女共同参画週間

6月23日(日)～29日(土)

男女共同参画推進本部

内閣府男女共同参画局ホームページ
<http://www.gender.go.jp/>



f 男女共同参画局 Facebook
<http://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>



いまこそ、女性の活躍を！

～みんなで考え、みんなで変える！～

平成25年度

男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

入場
無料

WEBで
事前申込

とき 平成25年 6月28日(金) 午後1時～4時
第Ⅰ部 午後1時20分～
第Ⅱ部 午後2時30分～

ところ メルパルクホール東京
(東京都港区芝公園2-5-20)

主催：内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

主催者挨拶

森 まさこ (内閣府特命担当大臣)

第Ⅰ部 基調講演

坂東眞理子 (昭和女子大学学長・「女性の品格」の著者)
「女性の活躍が切り拓く日本の未来」

第Ⅱ部 パネルディスカッション

パネリスト

吉野 慶久 (サイボウズ株式会社代表取締役社長)
勝間 和代 (経済評論家・中央大学ビジネススクール客員教授)
島田 明 (日本電信電話株式会社取締役総務部門長)
光畑 由佳 (有限会社モーハウス代表取締役)

コーディネーター

飯田 香織 (NHKキャスター)

